

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月19日（金）
午前10時

開催場所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門
3階（華の間）

目次

- 第102回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書
- 投資家情報

電子提供措置事項は当社ウェブサイトに掲載しております。





ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第102回定時株主総会の招集ご通知をおとどけいたします。

本年度の株主総会では、監査等委員会設置会社への移行を提案いたします。これにより取締役会の監督機能を一層強化し、より実効性の高いガバナンス体制を構築することで、前中期経営計画の課題に継続して取り組むと共に持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、今年は新たにパーパス

あす

「想いをカタチにする力で 挑み 未来を支えつづける」

を策定しました。パーパスを軸に2026年度から始まる新たな中期経営計画の達成に向け、三菱製鋼グループ一丸となって「持続的成長」と「企業価値向上」の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役
社長執行役員

経営理念

1. お客さま第一

三菱製鋼グループはお客さまに、常により高い品質と機能をより安く、心のこもったサービスでおとどけます。

2. 新技術の開発

三菱製鋼グループはより高い技術を追求し、グローバルに競争力のあるものづくりに注力します。

3. 人を活かす経営

三菱製鋼グループは多様な人材が活躍できる職場環境をつくり、働きやすく活力に満ちた明るい企業集団をめざします。

4. 未来への挑戦

三菱製鋼グループはあふれる情熱と創造力をもって、世の中の変化に果敢に挑戦します。

5. 社会への貢献

三菱製鋼グループはコンプライアンス経営を基本とし、環境に配慮した事業活動を通じ、広く社会の発展に貢献します。

(証券コード5632)
(電子提供措置の開始日) 2026年5月22日
(発信日) 2026年6月4日

株主各位

東京都中央区月島四丁目16番13号

三菱製鋼株式会社

代表取締役 山口 淳
社長執行役員

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第102回定時株主総会招集ご通知」及び「第102回定時株主総会交付書面省略事項」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)に「三菱製鋼」又は証券コードに「5632」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願いします。

【東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日(木)午後5時40分までに議決権を行使してくださいませようお願いします。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月19日 (金) 午前10時
2. 場 所	東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門 3階 (華の間)
3. 会議の 目的事項	報告事項 (1) 第102期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第102期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 等に対する業績連動型株式報酬 制度の一部改定の件

- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 内部統制に関する基本方針及び当該方針の運用状況
 - ② 連結計算書類 (連結株主資本等変動計算書・連結注記表)
 - ③ 計算書類 (株主資本等変動計算書・個別注記表)
 但し、株主様に対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本株主総会招集ご通知及び内部統制に関する基本方針及び当該方針の運用状況、連結計算書類 (連結株主資本等変動計算書・連結注記表) 並びに計算書類 (株主資本等変動計算書・個別注記表) の英語訳は、当社ウェブサイトでもご覧いただけます。
- ・「決議ご通知」につきましては、株主総会後に当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面 (郵送) 及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
(<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/>)

以上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

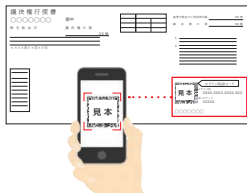
インターネット等

行使期限 2026年6月18日（木）午後5時40分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



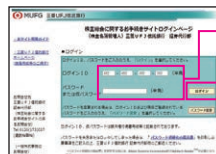
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

郵 送

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月18日（木）午後5時40分到着分まで

株主総会ご出席

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を、株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会日時

2026年6月19日（金）午前10時



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で100名様に1名様のご割合で電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。
応募方法はこちら⇒<https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
※インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時30分～午前4時30分までは取扱いを休止しております。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主還元も重要施策と位置付けており、2025年5月には配当方針を見直し、2026年3月期の配当は、連結配当性向40%を目安とするとともに、1株当たり配当金の下限値を年間80円といたしました。

2025年度の業績に基づき、年間配当は1株当たり81円とし、中間配当として40円をお支払いしておりますので、期末配当につきまして1株当たり41円を実施いたしたくご提案させていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金41円 総額632,896,254円

(3) 配当が効力を生じる日

2026年6月22日

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業価値の持続的向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を重要課題と認識しております。以下の効果が発揮されることを目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

期待される主な効果

- ・取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした議論の一層の充実
- ・取締役会の監督機能の強化
- ・意思決定の迅速化及び客観性・透明性の向上

これに関連して、以下事項を変更するものです。

- ・監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設
- ・監査役会及び監査役に関する規定の削除
- ・重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設

(2) その他に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第8条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第8条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、<u>法令又は本定款に定めるもののほか取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 本公司に取締役<u>10名以内</u>を置く。 (新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、<u>法令又は本定款に定めるもののほか取締役会の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 本公司に取締役<u>14名以内</u>を置く。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び取締役会長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、</u>会日の3日前までに発するものとする。ただし、<u>緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、<u>その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、</u>本会社に保存する。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 本社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(代表取締役及び取締役会長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対し、</u>会日の3日前までに発するものとする。ただし、<u>緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 本社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、<u>その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、</u>本会社に保存する。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(定 員)</u> <u>第31条 本会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	(削 除)
<p><u>(選 任)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の権限)</u> <u>第36条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条</u> 監査役会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条</u> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。 ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第31条</u> 本会社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第34条</u> 監査等委員会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査等委員会の職務の執行に関する事項を決定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第40条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算 第43条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算 第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>本社は、2026年6月開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第1項の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 <u>2026年6月開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>
(定款条文中の読点を全て、現行の「, 」から「、」に変更する。)	

以 上

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は本総会の決議事項第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりご承認いただいた場合、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役6名は任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 やまぐち じゅん 山口 淳 (満60歳)	代表取締役 社長執行役員	100% (14回/14回)
2	再任 あおいけ けいすけ 青池 慶介 (満58歳)	代表取締役 常務執行役員 社長補佐、CFO、 サステナビリティ担当 システム部担当	100% (14回/14回)
3	再任 やま お あり 山尾 明 (満64歳)	取締役 常務執行役員 営業本部長、部品事業部担当	100% (14回/14回)
4	再任 たけうち み な こ 竹内美奈子 (満65歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (14回/14回)
5	再任 はぎ た あつし 萩田 敦司 (満67歳)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (10回/10回)
6	新任 まつだ ゆか 松田 結花 (満65歳)	社外取締役 独立役員 監査役	100% (14回/14回)

候補者番号

1

やまぐち
山口じゅん
淳

1965年6月16日生（満60歳）

再任



取締役在任年数 7年 当社株式保有数 16,600株

出席状況 取締役会100% (14回/14回)

略歴及び地位・担当

1989年 4月	当社入社	2020年 3月	当社取締役、ばね事業・事業企画部・ 資材部担当
2009年 9月	当社ばね営業部長	2021年 6月	当社取締役 常務執行役員
2014年 4月	当社ばね事業部副事業部長	2022年 6月	企画統括部・資材部・システム部担当
2016年10月	当社事業企画部 営業企画部長		
2017年 7月	当社事業企画部長		
2019年 6月	当社取締役、事業企画部・資材部担当		当社代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者の選任理由

山口 淳氏は、2022年6月から代表取締役として全社のグローバルな経営戦略の立案・実行を牽引するとともに、営業・企画・事業部門担当取締役の経験から当社の各事業や課題を熟知しております。また、2030年のあるべき姿実現に向け、中期経営計画を立案・主導しており、当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号

2

あおいけ けいすけ
青池 慶介

1967年8月10日生（満58歳）

再任



取締役在任年数 2年 当社株式保有数 1,800株

出席状況 取締役会100% (14回/14回)

略歴及び地位・担当

1990年 4月	(株)三菱銀行(現:(株)三菱UFJ銀行) 入行	2022年 6月	東銀リース(株) 常務執行役員
2016年 5月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ コンプライアンス統括部 部長(特命担当)	2023年 6月	同社取締役常務執行役員
2017年 5月	(株)三菱東京UFJ銀行(現:(株)三菱UFJ銀行) 国際業務部長	2024年 6月	当社代表取締役常務執行役員 社長補佐(管理全般)、サステナビリティ担当
2019年 3月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ コンプライアンス統括部 部長(特命担当)	2025年 4月	当社代表取締役常務執行役員 社長補佐、CFO、サステナビリティ担当
2020年 3月	同社コンプライアンス統括部長	2026年 4月	当社代表取締役常務執行役員 社長補佐、CFO、サステナビリティ担当
2020年 6月	(株)三菱UFJ銀行 シニアフェロー コンプライアンス統括部長		システム部担当（現任）

取締役候補者の選任理由

青池慶介氏は、大手金融機関等で企画部門や海外駐在、IT担当役員を経験、並びにコンプライアンス部門の責任者を務めたほか、企業経営・経営戦略に携わった経験等からコーポレートに対する幅広い専門的知見を有しており、当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号

3

やま お あぎら
山尾 明

1961年8月3日生（満64歳）

再任



取締役在任年数 3年 当社株式保有数 8,700株

出席状況 取締役会100%（14回/14回）

略歴及び地位・担当

1985年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役、営業本部長、素形材事業・部品事業担当
2003年 4月	当社部品販売部長	2021年 6月	当社上席執行役員、営業本部長、 営業戦略室長、部品事業部担当
2006年 3月	当社ばね営業部長	2022年 6月	当社常務執行役員、営業本部長、部品事業部担当
2010年 6月	当社部品事業部長	2023年 6月	当社取締役 常務執行役員 営業本部長、部品事業部担当 (現任)
2016年10月	当社鋼材事業部長、部品事業部長		
2017年 6月	当社取締役、営業本部長、鋼材事業部長、部品事業部長		

重要な兼職の状況

MSM(THAILAND)CO.,LTD. 取締役会議長

取締役候補者の選任理由

山尾 明氏は、営業部門常務としての経営経験等から各事業や営業面での課題を熟知しており中期経営計画の営業戦略を推進してまいりました。以上のことから当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号

4

たけうち み な こ
竹内 美奈子

1961年 1月17日生（満65歳）

再任

社外取締役

独立役員



取締役在任年数 4年 当社株式保有数 1,600株

出席状況 取締役会100%（14回/14回）、指名報酬委員会100%（12回/12回）
社外役員連絡会100%（4回/4回）

略歴及び地位・担当

1983年 4月	日本電気(株)入社	2019年 8月	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事(現任)
2003年 1月	スタンチフェイスインターナショナル(株)入社	2020年 6月	公益財団法人日本バスケットボール協会理事
2007年 8月	同社代表取締役副社長	2020年 6月	(株)日本M&Aセンター(現：(株)日本M&Aセンターホールディングス)社外取締役(現任)
2013年 8月	(株)TM Future代表取締役(現任)	2022年 6月	当社社外取締役(現任)
2015年 9月	一般社団法人(現：公益社団法人)ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事	2023年 6月	公益財団法人日本バドミントン協会理事(現任)
2019年 6月	(株)滋賀銀行社外取締役(現任)		

重要な兼職の状況

(株)TM Future 代表取締役、(株)滋賀銀行 社外取締役、(株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

竹内美奈子氏は、大手IT企業でシステム関連業務に従事した経験や、人事コンサル経験等から人的資本経営を含む専門的知見を保有しております。また、パラスポーツの団体の活動を推進するなどサステナビリティに関する知見を保有しております。変革期にある当社において取締役として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号

5

はぎ た あつ し
萩田 敦司

1959年1月17日生（満67歳）

再任

社外取締役

独立役員



取締役在任年数 1年 当社株式保有数 400株

出席状況 取締役会100%（10回/10回）、指名報酬委員会100%（9回/9回）
社外役員連絡会100%（3回/3回）**略歴及び地位・担当**

1983年 4月	三菱重工業(株)入社	2018年 6月	同社取締役ターボ技術部長
2010年 4月	同社汎用機・特車事業本部ターボ技術部長	2020年 6月	同社取締役社長
2016年 5月	Mitsubishi Engine North America, President	2022年 6月	同社調査役
2016年 7月	Mitsubishi Turbocharger & Engine America, President	2024年 6月	同社退職
2018年 3月	三菱重工業(株)退職	2024年 7月	相菱エンジニアリング(株)取締役
2018年 4月	MHIさがみハイテック(株)ターボ技術部長	2025年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

萩田敦司氏は、大手重工業企業で技術部門を牽引した経験を有するほか、海外でのマネジメント経験を保有しており、変革期にある当社において取締役として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といいたします。

候補者番号

6

まつ だ ゆ か
松田 結花

1960年9月19日生（満65歳）

新任

社外取締役

独立役員



監査役在任年数 4年 当社株式保有数 400株

出席状況 取締役会100%（14回/14回）、監査役会100%（14回/14回）
社外役員連絡会100%（4回/4回）**略歴及び地位・担当**

1985年 4月	シティバンク、エヌ・エイ日本支店入社	2014年 7月	PwC税理士法人理事
1991年10月	中央新光監査法人入所	2021年 6月	松田結花公認会計士・税理士事務所代表（現任）
1992年10月	中央クーパーズアンドライブランド国際税務事務所 （現PwC税理士法人）入所	2021年 7月	電気興業(株)社外監査役
		2022年 6月	当社社外監査役（現任）
1995年 4月	公認会計士登録	2022年 7月	農中JAMLリート投資法人監督役員（現任）
1999年 4月	税理士登録	2023年 3月	(株)電通グループ社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

松田結花公認会計士・税理士事務所代表、(株)電通グループ 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

松田結花氏は、企業経営に関与したことはないものの公認会計士及び税理士としての長年にわたる専門知識・経験をもとに当社の社外監査役として寄与してまいりました。同氏の専門性とこれまでの経験を活かし、当社の経営監督機能の一層の強化に貢献していただけるものと判断し、変革期にある当社において取締役として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者といいたします。

- (注) 1. 萩田敦司氏は、2025年6月20日付で取締役就任したため、他の取締役と出席対象の取締役会、指名報酬委員会及び社外役員連絡会の回数が異なります。
2. 萩田敦司氏は、三菱重工(株)の出身者であります。同社との営業取引額は当社の連結売上高に対し2%未満であるため、独立性に影響を与えるものではありません。
3. 竹内美奈子、萩田敦司、松田結花の3氏は、(株)東京証券取引所の規程及び当社の「社外役員の独立性基準」に基づく独立役員であります。3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
4. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は、竹内美奈子、萩田敦司、松田結花の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額であります。3氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 竹内美奈子氏が社外取締役として在任している(株)日本M&Aセンターホールディングスの子会社である(株)日本M&Aセンターにおいて2021年12月に売上の期間帰属等に関して一部不適切な社内報告があったことが判明し公表しました。同社は2021年3月期の第1四半期以降の有価証券報告書等において不適切な会計処理の訂正を行っております。同氏は、問題の判明までこの事実を認識しておりませんでした。同社の社外取締役として日頃よりコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行っており、発覚以降は、発生原因の分析・解明、役員及び従業員の責任・処分並びに再発防止策について提言等を行い、再発防止に向けその職責を担っております。
8. 松田結花氏が2025年6月27日まで社外監査役として就任していた電気興業(株)は、2024年6月28日に提出した2024年3月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり同社の財務報告にかかる内部統制は有効でない旨を記載しました。同氏は監査役として当該事案の発生予防のため、内部監査室及び会計監査人と連携の上、執行側の対応状況を定期的にチェックしたうえで、提言を行い注意喚起をしておりました。当該事案の発生後は、再発防止策を含む是正方針の策定に関して監査役として適切な対応を行いその職責を果たしました。また、同社は、2024年12月5日に、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたとして、下請法第7条第3項の規定に基づき、勧告を受けております。同氏は当該事案の発生予防のため、法令遵守に関して様々な提言を行い注意を喚起しておりました。当該事案の発生後は、再発防止のため同社のチェック体制の強化及びモニタリング強化に努め、その職責を果たしております。
9. 指名報酬委員会は、取締役会長及び独立社外取締役2名（その内1名が委員長）を構成員とし、常務執行役員以上の指名・報酬の決定について取締役会が同委員会へ諮問をし、答申を経ることで指名・報酬に係る客観性・透明性の向上を図っております。
10. 社外役員連絡会は、取締役会における経営戦略に関する議論の活性化と経営に対する監督・監視の実効性向上を図ることを目的とし、取締役会による業務執行の監督機能を強化しております。同会は3ヶ月に一度開催しており、社外取締役及び監査役の6名が出席しております。
11. 山尾 明氏は過去において当社の取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は7年です。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、本総会の決議事項第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	新任 <small>み お</small> 三尾 良孝 (満60歳)	社外取締役 独立役員 監査役	100% (10回/10回)	100% (10回/10回)
2	新任 <small>なかもり</small> 中森 義巳 (満61歳)	監査役	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)
3	新任 <small>たかみ</small> 高見 之雄 (満70歳)	社外取締役 独立役員 -	— (一回/一回)	— (一回/一回)
4	新任 <small>もりふじ</small> 森藤 千加 (満60歳)	社外取締役 独立役員 -	— (一回/一回)	— (一回/一回)

候補者番号

1

み お よし たか
三 尾 良 孝

1965年8月15日生（満60歳）

新 任

社外取締役

独立役員



監査役在任年数 1年 当社株式保有数 200株

出席状況 取締役会100% (10回/10回)、監査役会100% (10回/10回)
社外役員連絡会100% (3回/3回)

略歴及び地位・担当

1988年 4月	東洋信託銀行(株)(現：三菱UFJ信託銀行(株)) 入社	2017年 6月	三菱UFJ代行ビジネス(株) 代表取締役副社長
2010年 8月	三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行営業第4部長	2025年 4月	同社顧問
2014年 6月	同社大阪証券代行部長	2025年 6月	当社監査役（現任）
2015年 6月	同社執行役員大阪証券代行部長		

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

三尾良孝氏は、大手金融機関等で証券代行部門の責任者を務め、営業に関する知見並びに法務・リスク管理に関する専門的知見を有しております。同氏を監査等委員である取締役とすることが、監査の実効性の確保や当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上につながり当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたします。

候補者番号

2

なか もり よし み
中 森 義 巳

1965年5月8日生（満61歳）

新 任



監査役在任年数 3年 当社株式保有数 3,000株

出席状況 取締役会100% (14回/14回)、監査役会100% (14回/14回)
社外役員連絡会100% (4回/4回)

略歴及び地位・担当

1990年 4月	当社入社	2021年 6月	当社執行役員、企画統括部 生産企画部長
2014年 4月	当社鋼材事業部 副事業部長	2022年 6月	当社執行役員、企画統括部 生産企画部長、品質保証・安全・カーボンニュートラル担当
2016年10月	当社事業企画部 生産企画部長	2023年 6月	当社監査役（現任）
2018年12月	当社鋼材事業部 副事業部長、事業企画部 生産企画部長		

取締役候補者の選任理由

中森義巳氏は、当社入社以来、鋼材事業部 副事業部長や企画統括部 生産企画部長を歴任しており、当社の事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。同氏を監査等委員である取締役とすることが、監査の実効性の確保や当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上につながり当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたします。

候補者番号

3

たか み ゆき お
高見 之雄

1955年11月2日生（満70歳）

新任

社外取締役

独立役員



当社株式保有数 —

■ 略歴及び地位・担当

1984年 4月	弁護士登録 成富総合法律事務所入所	2015年 5月	(株)東京個別指導学院 社外監査役
2001年 4月	西込・高見法律事務所開設(現任)	2016年 6月	遠州トラック(株) 社外監査役
2007年 4月	第一東京弁護士会 副会長	2018年 6月	遠州トラック(株) 社外取締役
2013年 6月	ディーエムソリューションズ(株) 社外監査役(現任)	2024年 4月	第一東京弁護士会 常議員会議長

■ 重要な兼職の状況

西込・高見法律事務所、ディーエムソリューションズ(株)社外監査役

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

高見之雄氏は、企業経営に関与したことはないものの、弁護士としての長年の経験を有しており、法律やコンプライアンスに関する高い知識と豊富な社外役員経験を通じて培われた高い見識を有しております。同氏を監査等委員である取締役とすることが、監査の実効性の確保や当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上につながり当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたします。

候補者番号

4

もり ふじ ち か
森 藤 千加

1965年9月13日生（満60歳）

新任

社外取締役

独立役員



当社株式保有数 —

■ 略歴及び地位・担当

1988年 4月	シティバンク、エヌ・エイ 東京支店入行	1999年 6月	公認会計士登録
1994年11月	中央クーパーズアンドライブランド国際税務事務所(現PwC税理士法人)入所	1999年 7月	ドイツ証券東京支店(現ドイツ証券(株))入社
1996年 7月	パリバ証券会社 東京支店(現BNPパリバ証券(株))入社	2004年10月	香港上海銀行東京支店入行
		2024年 6月	HSBCサービシーズ・ジャパン・リミテッド(日本代表)

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

森藤千加氏は、公認会計士及び外資系金融機関における長年にわたる専門知識・経験を監査に反映させることができるとともに、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場で当社の経営に対し独立した立場から適切なアドバイスをいただけると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたします。

- (注) 1. 森藤千加氏の戸籍上の氏名は安藤千加です。
2. 三尾良孝氏は、2025年6月20日付で監査役に就任したため、他の監査役と出席対象の取締役会、監査役会及び社外役員連絡会の回数が異なります。
3. 三尾良孝氏は、三菱UFJ信託銀行(株)の出身者ですが、同社からの借入金はございません。また、当社は同社と取引がありますが、その額は当社の連結売上高に対し2%未満であるため、独立性に影響を与えるものではありません。
4. 三尾良孝氏は、(株)東京証券取引所の規程及び当社の「社外役員の独立性基準」に基づく独立役員であります。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。高見之雄及び森藤千加の両氏の選任が承認された場合は、独立役員として(株)東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 当社は、三尾良孝、中森義巳の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額であります。両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、高見之雄及び森藤千加の両氏の選任が承認された場合、両氏の間においても、同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者が取締役選任され就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本株主総会で議案が原案どおり承認可決された場合のスキルマトリックス

当社は、「素材から製品までの一貫生産」を強みとし、いかなる時代においても変化に的確に対応しつつ、自動車や建設機械をはじめとする多岐にわたる分野へ製品を提供することで、社会への貢献を果たしながら持続的な成長を目指しております。

この目標を実現するためには、多様な知見と経験（以下、「スキル」という）を有する取締役が取締役会において活発に討議を行い、深い議論を重ねることが重要であると認識しております。

特に、変化の激しい事業環境において基盤事業の強化と戦略事業の育成を図るとともに、人的資本ならびにサステナビリティ（ESG）の視点を重視した経営を推進するためには、上場企業として求めるスキルと、当社の成長戦略の実現に必要と考えるスキルの双方が不可欠であると考え、当社ではスキルマトリックスとスキルの選定理由を下表のとおりいたしました。

◎：特に期待する分野 ○：適切な知見を有する分野

	氏名	性別	上場企業として求めるスキル						当社の成長戦略の実現に必要と考えるスキル		
			企業経営 戦略 グローバル	IT デジタル	ガバナンス 法務 リスク管理	人財 マネジメント	財務 会計 税務 資本政策	ESG サステナビリティ	業界 専門知識	営業 業務推進 マーケティング	製造 研究開発
取締役 （監査等委員を除く。）	山口 淳	男性	◎			◎		○	◎	◎	
	青池 慶介	男性	◎	○	◎		◎	◎			
	山尾 明	男性	◎						◎	◎	
	竹内美奈子 社外 独立役員	女性	○	◎		◎		◎			
	萩田 敦司 社外 独立役員	男性	◎						○		◎
	松田 結花 社外 独立役員	女性	○		◎		◎				
取締役 監査等委員	三尾 良孝 社外 独立役員	男性	○		◎		◎			○	
	中森 義巳 新任	男性	○					○	◎		○
	高見 之雄 社外 独立役員	男性			◎	○					
	森藤 千加 社外 独立役員	女性	○				◎	○			

【スキルの選定理由】

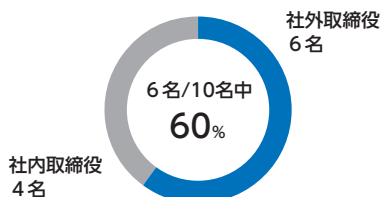
<上場企業として求めるスキル>

企業経営・ 戦略・グローバル	グローバルな事業環境が大きく変化中、ビジネス上の視点から機会とリスクを把握し、適切な意思決定並びに監督機能を発揮するため経営陣として組織運営を行った経験が必要であるため
IT・ デジタル	デジタル技術の活用による新たな企業価値の創造や各事業における生産性向上の推進にあたっては、IT・デジタル分野における知識・経験が必要であるため
ガバナンス・法務・ リスク管理	グローバルに事業を展開し、堅固なガバナンス体制を確立するためには、リスクマネジメントとコーポレートガバナンスに関する豊富な知識と、法的観点から経営を監督する幅広い知識・経験・専門性が必要であるため
人材マネジメント	ダイバーシティがもたらす柔軟な創造力と人材を活かす職場環境作りが重要であるため、従業員の能力を最大限に発揮させる人事戦略を策定し人事管理・労務・人材開発分野での知識・経験が必要であるため
財務・会計・税務・ 資本政策	正確な財務報告、安定的な財務基盤の確保、適切な株主還元を実現する資本戦略を策定・推進するためには、財務・会計分野における豊富な知識・経験が必要であるため
ESG・ サステナビリティ	自らの社会的使命を果たすことでより信頼される企業を目指し、各ステークホルダーとの対話を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するためには、サステナビリティ・ESG分野における豊富な知識・経験が必要であるため

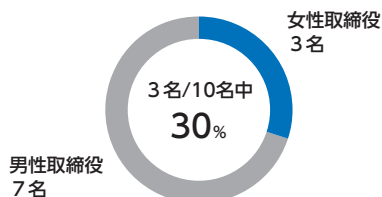
<当社の成長戦略の実現に必要なと考えるスキル>

業界 専門知識	持続的な企業価値向上のためには営業・技術・研究開発に精通し、事業戦略の立案や実行した経験が必要であるため
営業・業務推進・ マーケティング	国内・海外市場での成長基盤を確立するために、顧客ニーズを捕捉し効果的な営業戦略の策定を主導・監督するスキルが必要のため。また、新事業の創出においても総合的なマーケティング能力に関する知見が必要であるため
製造・ 研究開発	生産性向上への取り組みや信頼されるものづくり、安全な職場環境づくりを推進するためには、高度なノウハウと製造・研究開発の知識や経験が必要であるため

社外取締役の比率



女性取締役の比率



第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月17日開催の第92回定時株主総会において年額4億円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内。)と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内(うち社外取締役分は年額70百万円以内。)と定めることといたしたく存じます。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告(本招集ご通知48頁から49頁)に記載のとおりであります。監査等委員会設置会社への移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容については、取締役会から委任を受けた指名報酬委員会で決定する予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、また、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会から適切である旨の答申を受けているため、相当であると判断しております。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役は6名(うち社外取締役3名)となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額1億円以内と定めることといたしたく存じます。監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容については、監査等委員である取締役の協議により決定されることとなります。

本議案の内容は、経済情勢等諸般の事情も考慮して過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会から適切である旨の答申を受けているため、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は4名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

当社は、2017年6月23日開催の第93回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とし、当社が拠出する報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託から対象者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただきました。その後、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会及び2024年6月21日開催の第100回定時株主総会にて一部改定をご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い対象者を一部変更することに加え、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び委任契約・雇用契約の執行役員（国内非居住者を除く。以下総称して「取締役等」という。）が一丸となって、より一層の企業価値向上を図ることを目的として、これに相応する本制度の対象者、業績指標等の改定をいたしたく本制度の内容の一部改定をお願いするものであります。

本制度の改定内容は下表のとおりです。

	改定前	改定後
本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役(社外取締役を除く。) ・委任契約及び雇用契約の執行役員 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・委任契約及び雇用契約の執行役員（国内非居住者を除く。）
当社が拠出する金員の上限（※1）	250百万円に対象期間の年数を乗じた金額	250百万円に対象期間の年数を乗じた金額
取締役等が取得する当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の上限（※1）	280千株に対象期間の年数を乗じた株数	280千株に対象期間の年数を乗じた株数
業績達成度をはかる指標	連結売上高、連結営業利益、ROE及びCO ₂ 排出量等の中期経営計画目標値等	連結営業利益、連結当期純利益（親会社帰属）、ROE、TSR及びGHG排出削減等の中期経営計画の目標値等

（※1）外部専門機関の客観的な報酬調査データ等との比較検証を指名報酬委員会において行い、適切な報酬水準・報酬構成割合に基づき設定しております。

当社における取締役等の個人別の報酬等の内容に係る現在の決定方針の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであり、本議案は、当該方針において定められた個人別の業績連動型株式報酬の算定方法、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合、支給対象となる取締役等の員数等に照らした支給上限額として必要かつ合理的な内容となっているため、改定内容は相当であると考えております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠で設定するものです。本総会の第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）は3名となります。

なお、本議案には執行役員（国内非居住者を除く。）に対する報酬も含めており、本総会終結時に本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は10名となります。

本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度の概要は下表のとおりです。（詳細は（2）以降のとおり）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・委任契約及び雇用契約の執行役員（国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （（2）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・250百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、3事業年度からなる改定後の当初の対象期間については、750百万円
取締役が取得する当社株式数 （換価処分の対象となる株式数を含む）の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・280千株に対象期間の年数を乗じた株数であり、3事業年度からなる改定後の当初の対象期間については、840千株 ・年平均280千株であり、発行済株式の総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約1.8%
当社株式の取得方法 （（2）及び（3）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容 （（3）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間（（2）に定義する。）における最終事業年度の連結営業利益、連結当期純利益（親会社帰属）、ROE、TSR及びGHG排出削減等の中期経営計画の目標値等 ・株式数は0～200%の範囲で決定
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （（4）のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間の満了直後の8月頃 ・本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有する

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という）とします。改定後の当初の対象期間は、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度となります。（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度とする。）

当社は、対象期間ごとに、250百万円（改定後の当初の対象期間については、750百万円）に対象期間の年数を乗じた額を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする対象期間に相当する期間（改定後の当初の対象期間については、3年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社からの第三者割当による自己株式処分、新株発行、又は株式市場から当社株式を取得します。なお、本年度の制度改正に際しては、設定済みの本信託に対し、上記上限の範囲内で必要な金員の追加拠出を行い、株式市場から当社株式を取得します。

当社は、信託期間中、毎年、取締役等に対しポイント（下記（3）のとおり）を付与し、受益者要件を充足した取締役等に、本信託から当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も当該新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、250百万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、250百万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、一定の算定式に従って、付与されるポイント及び中期経営計画の目標値等に対する業績達成度等に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

当社は、取締役等に対し、信託期間中の毎年一定の時期に、以下の算定式に基づくポイントを付与します。

(ポイント算定式)

役員別基本報酬額（※1）×BIP信託構成比率（※1）÷対象期間の開始する月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

また、受益者要件を充足した取締役等に対し、本信託から、以下の算定式に基づく株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

(株式交付ポイント算定式)

信託期間中に累積したポイント数（以下「累積ポイント数」という）×業績連動係数（※2）

本信託から取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、280千株に対象期間の年数を乗じた株数（※3）を上限とします。

（※1）「役員別基本報酬額」や「BIP信託構成比率」は職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

（※2）業績連動係数は、対象期間中の最終事業年度の連結営業利益、連結当期純利益（親会社帰属）、ROE、TSR及びGHG排出削減等の中期経営計画の目標値等に基づき、0～200%の範囲で決定します。

（※3）この株式数の上限は、（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間終了直後の8月頃に、（3）に基づき算出される株式交付ポイントに相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) ポイントの没収事由

取締役等の在任期間中に、重大な非違行為等があった場合には、累積ポイント数を没収するものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、2026年5月13日付で開示した「監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月～2026年3月）において、世界経済は米国の通商政策動向や中国経済の景気減速等に加え、中東情勢の緊迫化により不確実性が高まる中、国内経済は経済財政政策の転換を背景に、政府が掲げる成長分野への投資拡大に対する期待が高まりました。

当社グループの需要先動向をみますと、需要が低迷していた建設機械業界では、下期以降持ち直しの動きが見られたものの、力強さを欠く状況が続きました。自動車業界では、米国の関税政策を背景とした生産体制の見直しに加え、一部メーカーでは部材供給の制約により生産調整の動きが見られました。また、安全保障分野やエネルギー関連等の当社グループが注力する成長分野では、政府方針の後押しもあり、関連需要が堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループの連結売上高は、精密部品や国内ばねを中心としたばね事業や受注が好調な機器装置事業が伸長した一方で、国内鋼材事業における需要減や室蘭コンビナートの高炉トラブル・火災事故に伴う売上数量減等により、前期比50億2千6百万円（3.1%）減収の1,545億5千7百万円となりました。連結営業利益は、精密部品等の収益貢献があったものの、国内鋼材事業の数量減に加え、高炉トラブル・火災事故による室蘭コンビナート全体の生産性悪化の影響が大きく、前期比17億7千5百万円（27.0%）減益の47億8千8百万円となりました。

また、経常利益は営業減益だったものの、営業外費用の縮小により、前期比8億3千7百万円（17.2%）減益の40億1千7百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、高炉関連費用として特別損失を計上した一方で、前期のドイツばね子会社撤退に伴う特別損失の解消、固定資産売却益の計上やメキシコ子会社売却に伴う税効果影響等により、前期比6億9千1百万円（29.3%）増益の30億5千5百万円となりました。

		第102期（当期）(2025/4～2026/3)
売上高	(億円)	1,546
営業利益	(億円)	48
経常利益	(億円)	40
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	31
配当※	(円/株)	81

※本総会において第1号議案が原案どおり承認可決された場合の年間配当額

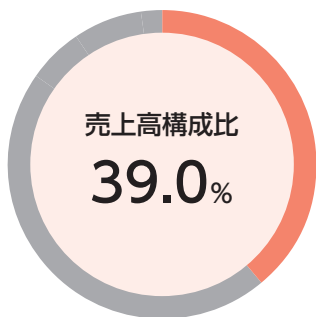
特殊鋼 鋼材事業

主な
製品

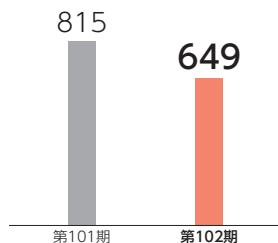
特殊鋼鋼材（炭素鋼、低合金鋼、ばね鋼、非調質鋼、軸受鋼、快削鋼、工具鋼、窒化鋼）

主な
最終用途

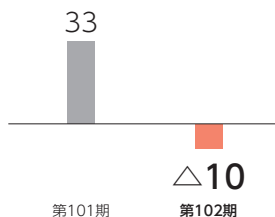
建設機械、自動車、産業機械・工作機械 他



売上高（単位：億円）

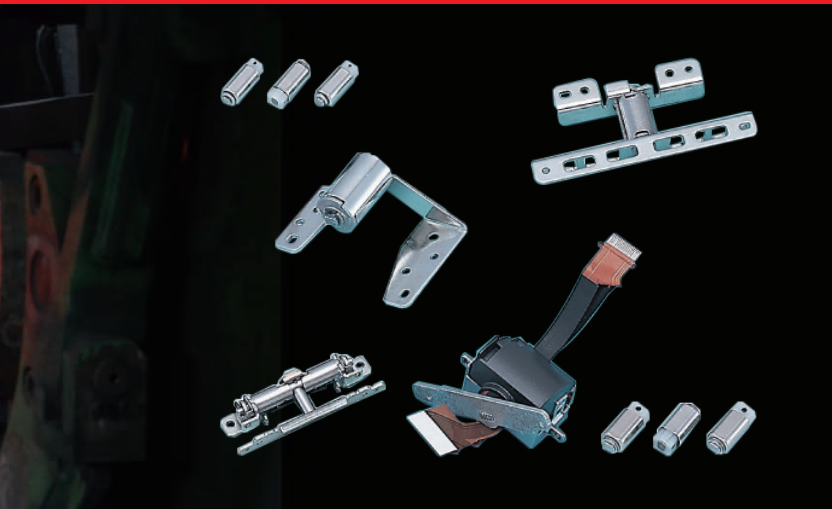


営業損益（単位：億円）



特殊鋼鋼材事業の売上高は、前期比166億2千1百万円（20.4%）減収の649億5百万円となりました。インドネシア海外事業は売上数量増だったものの、為替影響により売上高は前期比横ばいとなりました。一方、国内事業は需要減や室蘭コンビナートの高炉トラブル・火災事故に伴う売上数量減等により、特殊鋼鋼材事業全体では減収となりました。

営業損失は、前期比43億4千2百万円減益の10億2千4百万円（前期は営業利益33億1千8百万円）となりました。インドネシア海外事業は数量増に加え、売価・コスト改善により増益だったものの、国内事業は数量減に伴う室蘭コンビナート全体での生産性悪化に加え、高炉トラブル・火災事故による操業度低下が重なり、大幅減益となりました。



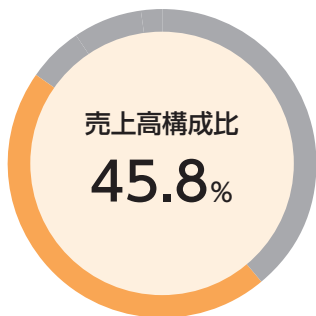
ばね事業

主な製品

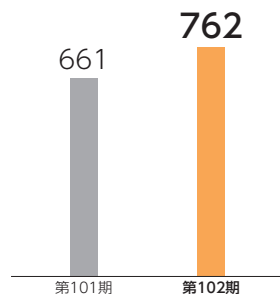
巻ばね、スタビライザ、板ばね、トーションバー、コイルドウェーブスプリング、精密ばね、各種ヒンジ製品、精密プレス品、樹脂成形品、プレス組立品、シュープレート用ゴムパッド、タイヤプロテクター、タイヤチェーンほか各種自動車・建設機械用補修部品・用品

主な最終用途

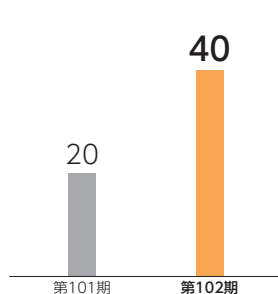
自動車、建設機械、情報通信機器 他



売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



ばね事業の売上高は、前期比101億4百万円(15.3%) 増収の762億3百万円となりました。ドイツ子会社撤退影響等があったものの、精密部品及び国内ばねの売上数量増等により、増収となりました。営業利益は前期比19億7千6百万円(98.5%) 増益の39億8千1百万円となりました。精密部品をはじめとする売上数量増に加え、国内ばねの売価・コスト改善が進捗し、大幅増益となりました。



素形材事業

主な
製品

特殊合金粉末、同微粉末、精密鋳造品、
精密機械加工品、鋳鋼品、一般鍛鋼品、
特殊合金素材及び同加工品

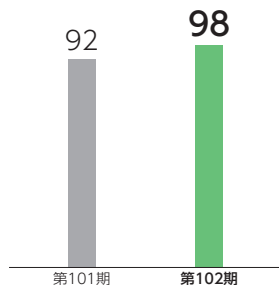
主な
最終用途

自動車、電子機器、
産業機械 他

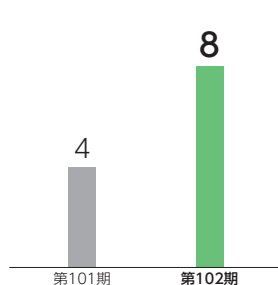


素形材事業の売上高は、前期比6億1千2百万円(6.6%)増収の98億3千4百万円となりました。精密鋳造品の売価改善及び特殊合金粉末の売上数量増により、増収となりました。営業利益は、前期比4億3百万円(98.0%)増益の8億1千4百万円となりました。特殊合金粉末は合金原材料価格の上昇による売価転嫁へのタイムラグが発生したものの、精密鋳造品の売価・コスト改善が進捗したこと等により、大幅増益となりました。

売上高 (単位: 億円)



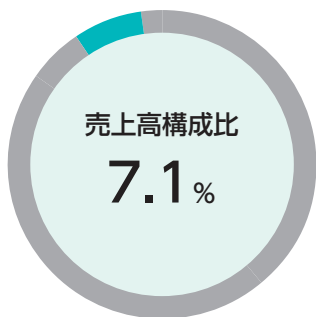
営業利益 (単位: 億円)



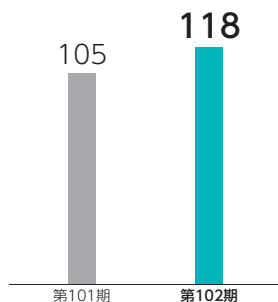
機器装置事業

主な
製品

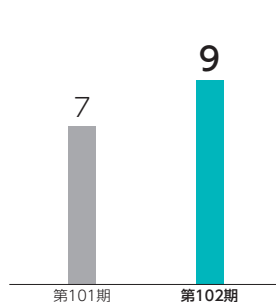
鉄構品、産業機械、鍛圧機械、
環境リサイクル機器



売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



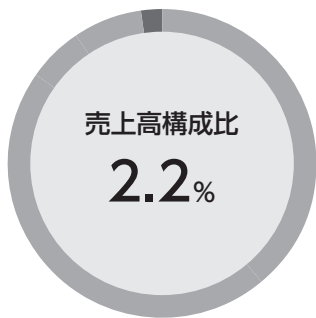
機器装置事業の売上高は、安全保障やエネルギー分野等の好調な受注を背景とした防護装備品、海外電力機器及び鍛圧機械等の売上増により、前期比13億1千5百万円（12.6%）増収の117億7千1百万円となりました。営業利益は売上増に加え、各種製品の生産性が向上したことにより、前期比1億8千1百万円（25.6%）増益の8億9千万円となりました。



その他の事業

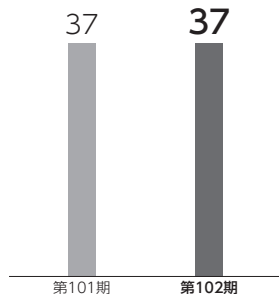
主な
事業内容

内航海運、港湾運送、
貨物利用運送、倉庫

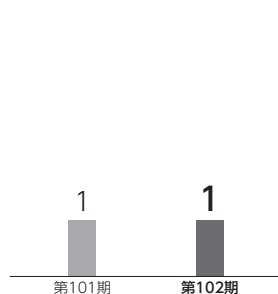


その他の事業は、流通及びサービス業等ではありますが、売上高は、前期比3千7百万円（1.0%）増収の37億1千1百万円、営業利益は、前期比6百万円（4.5%）減益の1億3千9百万円となりました。

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



(2) 対処すべき課題

当社グループは、「2030年のありたい姿」の実現に向け、2023年度～2025年度の3カ年を対象とする「2023中期経営計画」を策定し、ROICを軸とした、稼ぐ力の強化、資本効率の改善、財務基盤の健全化に取り組むとともに、基盤事業の稼ぐ力の強化と戦略事業の育成を通じた当社の事業ポートフォリオの変革を進めてまいりました。

その結果、国内鋼材以外の事業は概ね計画水準で進捗し、戦略事業の育成とポートフォリオ見直しは前進。一部戦略事業の収益化やばね事業の構造改革など、収益構造転換に向けた施策は着実に進展しました。また、ROICやCCC(キャッシュ・コンバージョン・サイクル)を意識した資産圧縮を進めたことで、有利子負債の削減等、財務体質の改善も進捗しています。

一方で、室蘭コンビナートの高炉トラブルの影響を受けた国内鋼材事業の低迷等により、「2023中期経営計画」に掲げた営業利益・ROE等の財務目標は達成に至らず、PBRも依然として1倍を下回る状況が続いています。また、人的資本経営の高度化にも、なお課題が残っていると認識しています。

このような状況を踏まえ、当社では以下の重要な課題があると認識しています。

(当社の対処すべき課題)

- ① 企業価値の向上 (PBR = 1倍以上)
- ② ROIC経営の深化 (事業ポートフォリオ改革と創出したキャッシュの配分最適化)
- ③ 成長ストーリーの実現 (基盤事業の再構築と戦略事業の収益化)
- ④ 組織実行力の強化 (人的資本戦略の推進とパーパスの浸透)

(課題に対する取り組みについて)

当社の重要課題である企業価値の向上に向けては、ROIC経営の深化により、基盤事業の再構築を進めて収益基盤の再建とキャッシュ創出を進めるとともに、将来の利益成長ドライバーとなる戦略事業により資源を集中させ、「育成」から「収益化」のフェーズへと移行していくことが必要であると考えています。

さらにこれらの取り組みの推進には、「人材」の力が必要不可欠です。人材を育成し、成長させる仕組みの整備を通じて、成長事業へ人材を機動的に再配置できる基盤へ進化させることで、組織としての実行力を高め、持続的成長をより確かなものとしてまいります。

また企業価値向上に向けては、全従業員が当社の成長ストーリーを自分事として捉え、納得感を持って取り組みを推進することが必要と考えています。当社では、本年5月に、社会における存在意義として、三菱製鋼グループのパーパスを

「想いをカタチにする力で 挑み ^{あす}未来を 支えつづける」

と定め、公表しました。今後このパーパスを社内外に浸透させていくことで、従業員をはじめとするステークホルダーと当社の想いを共有し、全社一丸となった当社の持続的成長に向けた未来への挑戦を、一層加速させてまいります。

こうした当社の課題認識と対応策を踏まえ、本年5月に、2026年度～2028年度の3カ年を対象とする「2026中期経営計画」を策定・公表しました。2030年のありたい姿の実現可能性を高める3年間と位置付けています。同中計の推進を通して、基盤事業の再建と戦略事業の収益化で利益構成を転換し、資本効率と実行力を向上させることで、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

「2026中期経営計画」の詳細については当社ウェブサイト (<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/mid-plan/>) をご覧ください。

(3) 財産及び損益の状況の推移

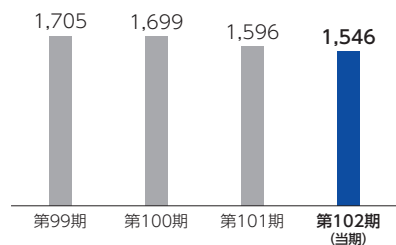
当社グループの状況

区分	第99期 (2022/4~2023/3)	第100期 (2023/4~2024/3)	第101期 (2024/4~2025/3)	第102期(当期) (2025/4~2026/3)
売上高	(百万円) 170,537	169,943	159,584	154,557
営業利益	(百万円) 5,547	4,808	6,564	4,788
経常利益	(百万円) 3,743	1,949	4,854	4,017
親会社株主に帰属する当期純利益 又は損失	(百万円) 2,190	△969	2,363	3,055
1株当たり当期純利益又は損失	(円) 142.6	△63.5	155.9	202.0
総資産	(百万円) 156,409	147,071	138,667	141,517

経営情報（連結）

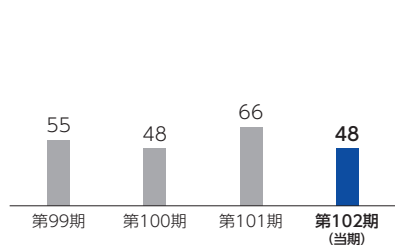
売上高

単位：億円



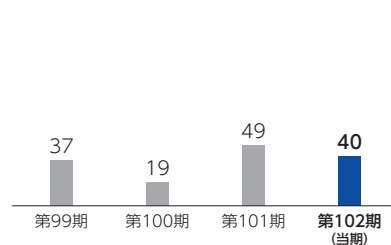
営業利益

単位：億円



経常利益

単位：億円

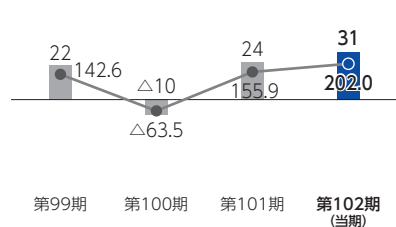


■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は損失

単位：億円

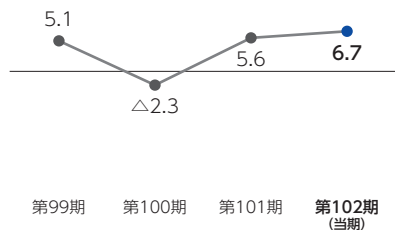
● 1株当たり当期純利益又は損失^(注)

単位：円



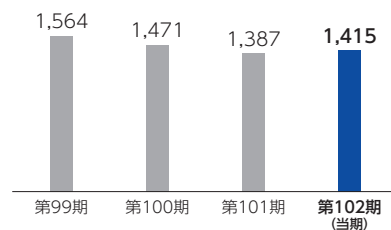
ROE（自己資本利益率）

単位：%



総資産

単位：億円



(注) 「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。

(4) 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金につきましては、自己資金と借入金によって賄いました。

(5) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
株式会社三菱UFJ銀行	17,626百万円
株式会社日本政策投資銀行	6,615
株式会社八十二長野銀行	2,800
株式会社常陽銀行	2,440
株式会社千葉銀行	1,900

(6) 設備投資の状況

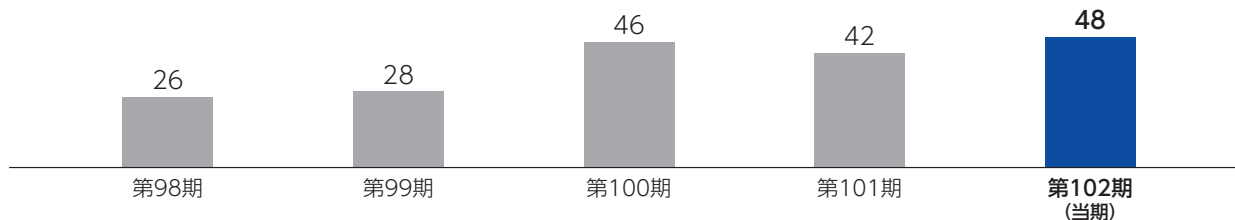
当期において実施した設備投資の総額は48億円であります。

主な設備投資

部門	場所	項目
特殊鋼鋼材事業	三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社	製造設備更新、システム更新、建屋新築
ばね事業	千葉製作所	製造設備新設・更新
	MSSC CANADA INC.	製造設備新設・更新
	MSM Philippines Mfg. Inc.	製造設備新設
素形材事業	広田製作所	製造設備新設、建屋更新
機器装置事業	三菱長崎機工株式会社	製造設備新設・更新
全社	本社	システム更新

設備投資の状況

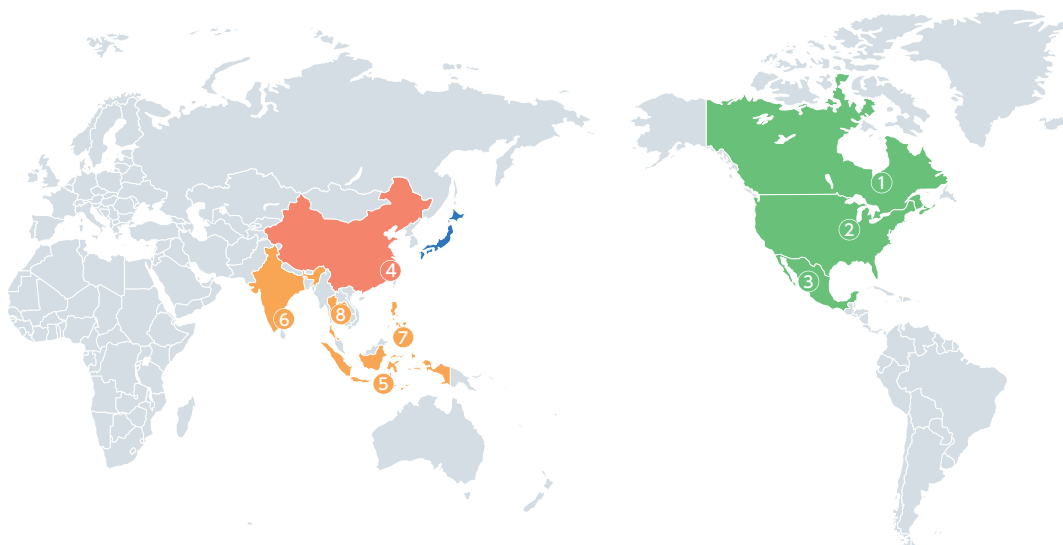
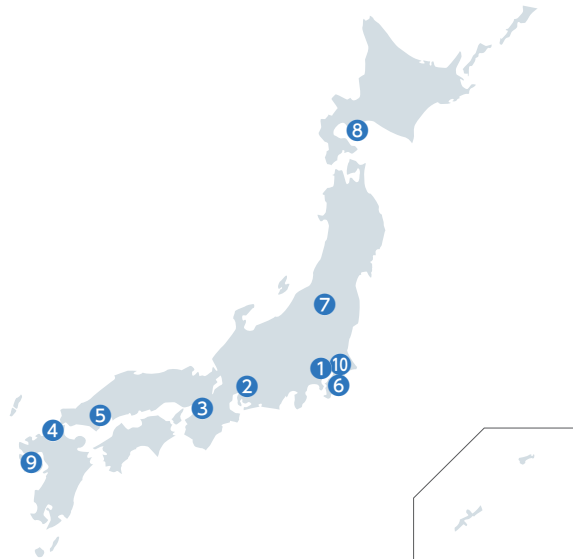
単位：億円



(7) 主要な拠点並びに重要な子会社及び企業結合の状況 (2026年3月31日現在)

ア. 当社

	名 称	所 在 地
国内	① 本社	東京都
	② 中部支社	愛知県
	③ 西日本支社	大阪府
	④ 福岡営業所	福岡県
	⑤ 広島営業所	広島県
	⑥ 千葉製作所、技術開発センター	千葉県
	⑦ 広田製作所	福島県



イ. 重要な子会社

	会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
国内	⑧三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社	北海道	3,000 百万円	70.0%	特殊鋼鋼材及び鋼塊の製造
	⑨三菱長崎機工株式会社	長崎県	900 百万円	69.2%	鉄構品、産業機械、鍛圧機械、 環境リサイクル機器の製造、販売
	⑩菱鋼運輸株式会社	千葉県	99 百万円	86.1%	内航海運、港湾運送、貨物利用運 送、倉庫
北 中 米	①MSSC CANADA INC.	カナダ	109,000 千カナダドル	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
	②MSSC US INC.	アメリカ	70,900,100 米ドル	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
	③MSSC MFG MEXICANA, S. A. DE C. V.	メキシコ	525,178 千メキシコペソ	100.0%	自動車用ばねの製造、販売
中国	④寧波菱鋼彈簧有限公司	中国	32,900 千米ドル	100.0%	自動車・建設機械用ばねの製造、 販売
東 南 ア ジ ア	⑤PT. JATIM TAMAN STEEL MFG.	インドネシア	2,209,387 百万インドネシアルピア	75.0%	特殊鋼鋼材の製造、販売
	⑥MSM SPRING INDIA PVT.LTD.	インド	869,000 千インドルピー	97.7%	建設機械・鉄道車輛用ばねの 製造、販売
	⑦MSM Philippines Mfg.Inc.	フィリピン	24,000 千フィリピンペソ	100.0%	精密ばね及びモジュール製品の 製造、販売
	⑧MSM (THAILAND) CO.,LTD.	タイ	154,200 千タイバーツ	100.0%	精密鋳造品、精密機械加工品の 製造、販売 自動車用ばね（板ばね）の販売

- (注) 1. 当期末の当社の連結子会社は17社、持分法適用関連会社は3社であります。
2. 当期末において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

ウ. 重要な企業結合等の状況

- (ア) MSM SPRING INDIA PVT.LTD.は、2025年6月30日に増資したことにより、資本金が797,000千インドルピーから869,000千インドルピーとなりました。
- (イ) 寧波菱鋼彈簧有限公司は、2026年3月31日に増資したことにより、資本金が28,200千米ドルから32,900千米ドルとなりました。
- (ウ) 2026年3月30日の当社取締役会において、MSSC MFG MEXICANA, S. A. DE C. V.の全株式を華緯科技股份有限公司のグループ会社に譲渡することを決定いたしました。

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

ア. 当社グループの従業員の状況

部 門	従業員数
特殊鋼鋼材事業	889名
ばね事業	1,288
素形材事業	920
機器装置事業	482
その他の事業	90
全社 (共通)	195
合計	3,864

(注) 1. 当社グループの従業員は前期末と比べて23名増加しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の部門に区分できない従業員であります。

イ. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
695名	14名増	43.3歳	20.2年

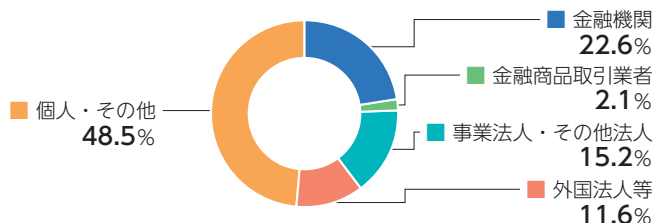
2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,000,000株 (ご参考) 所有者別株式分布状況

(2) 発行済株式の総数 15,709,968株

(3) 株主数 17,976名

(4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,670千株	10.8%
三菱重工業株式会社	1,000	6.5
明治安田生命保険相互会社	715	4.6
三菱製鋼共栄会	490	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76119口)	315	2.0
東京海上日動火災保険株式会社	255	1.7
INTERACTIVE BROKERS LLC	248	1.6
日本製鉄株式会社	226	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	187	1.2
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	163	1.1

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式273千株を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式(315,340株)は含んでおりません。

3 新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

現に発行している新株予約権等はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐藤基行	
代表取締役 社長執行役員	山口淳	
代表取締役 常務執行役員	青池慶介	社長補佐、CFO、サステナビリティ担当
取締役 常務執行役員	山尾明	営業本部長、部品事業部担当 MSM(THAILAND)CO.,LTD. 取締役会議長
取締役	竹内美奈子	(株)TM Future 代表取締役 (株)滋賀銀行 社外取締役 (株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役
取締役	萩田敦司	
常勤監査役	三尾良孝	
常勤監査役	中森義巳	
監査役	中川徹也	山王法律事務所 弁護士
監査役	松田結花	松田結花公認会計士・税理士事務所 代表 (株)電通グループ 社外取締役

- (注) 1. 菱川 明氏は2025年6月20日付で任期満了により取締役を退任いたしました。
 2. 坂本泰邦氏は2025年6月20日付で任期満了により監査役を退任いたしました。
 3. 当事業年度で以下の通り取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
青池慶介	社長補佐、CFO、 サステナビリティ担当	社長補佐 (管理全般)、 サステナビリティ担当	2025年4月1日

4. 取締役 竹内美奈子及び萩田敦司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は両氏を独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ております。
 5. 監査役 三尾良孝、中川徹也、松田結花の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は3氏を独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ております。
 6. 監査役 松田結花氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 2026年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	業務担当範囲
社長執行役員	山 口 淳	
常務執行役員	青 池 慶 介	社長補佐、CFO、サステナビリティ担当、システム部担当
常務執行役員	山 尾 明	営業本部長、部品事業部担当
常務執行役員	小 倉 潤 司	CTO、技術開発センター長、資材部担当
上席執行役員	柴 田 淳 也	鋼材事業部長、三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)取締役社長
上席執行役員	安 達 康 弘	ばね事業部長
上席執行役員	得 地 一 匡	経営企画部長兼同部DX推進室長、品質保証・カーボンニュートラル担当
執行役員	倉 内 拓 哉	広報・IR部長兼同部ESG推進室長、リスク統括部長
執行役員	村 田 真 宏	人事部長
執行役員	深 澤 秀 一	素形材事業部長
執行役員	大 岡 泰 正	営業本部鋼材営業部長
執行役員	赤 羽 俊 樹	総務部長、経理部長、菱鋼サービス(株)取締役社長
執行役員	安 達 茂 雄	営業本部機能部品営業部長
執行役員	沼 川 孝	PT. JATIM TAMAN STEEL MFG.社長、 PT.MSM INDONESIA社長、アセアン担当

(注) 社長執行役員 山口 淳、常務執行役員 青池慶介の両氏は代表取締役を兼務しております。また、常務執行役員 山尾 明氏は取締役を兼務しております。

(2) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

区分	社外役員名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	竹内 美奈子	(株)TM Future 代表取締役	特別の利害関係はありません。
		(株)滋賀銀行 社外取締役	特別の利害関係はありません。
		(株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役	特別の利害関係はありません。
監査役	中川 徹也	山王法律事務所 弁護士	特別の利害関係はありません。
	松田 結花	松田結花公認会計士・税理士事務所 代表	特別の利害関係はありません。
		(株)電通グループ 社外取締役	(株)電通グループの子会社であるDENTSU SPORTS ASIA PTE LTDと取引があるものの、その額は僅少であり、その他の特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

【社外取締役】

区分	社外役員名	取締役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	社外役員連絡会 出席状況	活動状況と役割
取締役	竹内 美奈子	14回中14回	12回中12回	4回中4回	人材開発コンサルティング企業での会社経営の豊富な経験に関する高い見識を活かし、人材やESGの視点から、取締役会、指名報酬委員会、及び社外役員連絡会において企業価値向上等に向けた発言を行い、重要な役割を果たしております。
	萩田 敦司	10回中10回	9回中9回	3回中3回	大手重工業メーカーにおける長年の技術部門での豊富な経験に関する高い見識を活かし、技術的視点から取締役会、指名報酬委員会、及び社外役員連絡会において企業価値向上等に向けた発言を行い、重要な役割を果たしております。

【社外監査役】

区 分	社外役員名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	社外役員連絡会 出席状況	活動状況
監査役	三 尾 良 孝	10回中10回	10回中10回	3回中3回	金融機関における豊富な経験をととして培われた知識をもとに、取締役会、監査役会において有益な発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って職務を執行し、監査機能を十分に発揮しております。
	中 川 徹 也	14回中14回	14回中14回	4回中4回	弁護士としての豊富な経験をととして培われた知識をもとに、取締役会、監査役会において有益な発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って職務を執行し、監査機能を十分に発揮しております。
	松 田 結 花	14回中14回	14回中14回	4回中4回	公認会計士及び税理士としての豊富な経験をととして培われた知識をもとに、取締役会、監査役会において有益な発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って職務を執行し、監査機能を十分に発揮しております。

- (注) 1. 取締役 秋田敦司氏は、2025年6月20日（第101回定時株主総会）に就任したため、出席対象となる取締役会、指名報酬委員会、社外役員連絡会の回数が他の役員と異なっております。
 2. 監査役 三尾良孝氏は、2025年6月20日（第101回定時株主総会）に就任したため、出席対象となる取締役会、監査役会、社外役員連絡会の回数が他の役員と異なっております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動型報酬		
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外役員)	265百万円 (21)	181 (21)	44 (-)	40 (-)	7人 (3)
監査役 (うち社外役員)	57 (37)	57 (37)	-	-	5人 (4)

- (注) 1. 上記支給額には、2025年6月20日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する支給額を含めております。
2. 2024年6月21日開催の第100回定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬制度に基づく役員株式給付引当金につきましては、直近の業績状況を勘案し費用を再算定した結果、当事業年度中の繰入額を40百万円計上しております。
3. 賞与の支給対象者は4名となっております。

ア. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、かつ「株式報酬」は非金銭報酬となります。

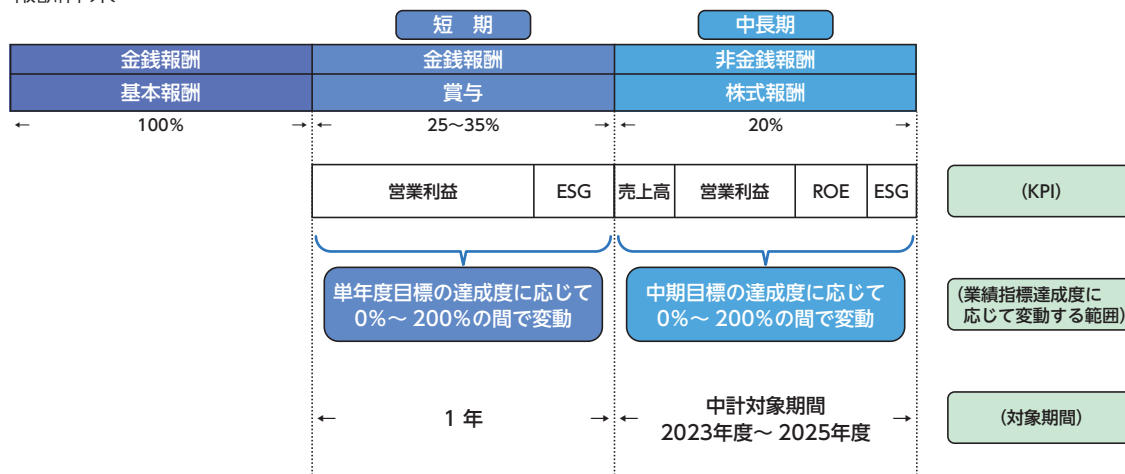
(ア) 業績に連動する賞与

単年度の連結営業利益額、ESG指標（E：CO₂排出量、S：労働災害件数、G：取締役会実効性評価）により業績評価とする賞与を導入しており、毎年取締役（社外取締役を除く）に対し支給します。業績指標として連結営業利益額を選んだ理由は、着実な年度収益向上への意欲を増進させるためであり、ESG指標（E：CO₂排出量、S：労働災害件数、G：取締役会実効性評価）を選んだ理由は、非財務指標に対する達成意欲を向上させるためです。業績に連動する賞与の算定方法は、単年度の業績指標達成度、非財務指標達成度並びに前年実績からの業績改善度を反映した支給率に基づき支給額を決定するインセンティブ性を高める制度としております。なお、2025年度の連結営業利益は実績値48億円、またESG指標につきましてはほぼ計画通りでした。

(イ) 業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）

中長期的な業績向上及び企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的として、BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを導入しております。事業規模を拡大するとともに収益性及び資本効率性の向上が中長期的な企業価値向上に資すると考え、中期経営計画目標値に対する連結売上高、連結営業利益、ROEの達成度並びに非財務指標として、ESG（E：CO₂排出量、S：エンゲージメントサーベイ、G：取締役会実効性評価）の達成度を指標としております。なお、2023年度から2025年度の中期経営計画の目標として、連結売上高：1,850億円、連結営業利益：110億円、ROE：8%を掲げておりましたが、実績値は各々1,546億円、48億円、6.7%となっております。また、ESG指標につきましてはほぼ計画通りでした。中期経営計画終了時又は退任時に、毎年役位に応じて付与されるポイントに業績指標の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する業績連動係数を乗じたポイントの50%に相当する株式を交付し、残りについては株式の換価処分金相当額を支給しております。

報酬体系



イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2016年6月17日開催の第92回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とする旨の決議をいただいております。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

また当該金銭報酬とは別枠で、2024年6月21日開催の第100回定時株主総会において、取締役（社外取締役は付与対象外）及び委任契約の執行役員並びに雇用契約の執行役員に対する業績連動型株式報酬等を対象期間（3年）に当社が拠出する金額の限度額を750百万円（1事業年度あたり250百万円）として支給する旨の決議をいただいております。当該定時株主総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名、及び取締役を兼務しない執行役員の員数は12名です。当社監査役の金銭報酬の額は、2016年6月17日開催の第92回定時株主総会において、監査役の報酬等の額を年額100百万円以内とする旨の決議をしております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は4名です。

ウ. 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定について決議しております。

(イ) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬等の額の決定に関する方針は取締役会において決定します。社外取締役を除く取締役の報酬等の額は、役位に応じた基本報酬（固定）のほか、業績に連動する賞与及び業績連動型の株式報酬としております。業績目標達成（100%）の場合、基本報酬100に対して業績連動型報酬45～55（賞与25～35、業績連動型の株式報酬20）の割合で支給し、加えて賞与については業績改善度を反映し支給しております。社外取締役については、各社外取締役の幅広い知見・経験に基づく助言を経営に反映するために就任いただいているものであり、その役割・職務内容を勘案し基本報酬（固定）のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役 社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、当該権限が代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう、取締役会が社外取締役を委員長とする指名報酬委員会へ諮問をし、同委員会の答申を経ております。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について多角的な検討を行い、取締役会は同委員会の答申を尊重しており上記決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等（業績連動型の株式報酬（BIP信託）を除く）については、代表取締役 社長執行役員山口 淳がその具体的内容について委任を受けるものとしております。委任した理由は、各取締役の担当範囲における評価を行うには代表取締役 社長執行役員が最も適しているからであります。当該権限が代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう、取締役会が取締役会長及び社外取締役をメンバーとする指名報酬委員会へ諮問をし、同委員会の答申を経ております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ（2026年3月31日現在）

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	当連結会計年度
	監査証明業務に基づく報酬
当社	71百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭の合計額	94

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、当社における監査証明業務に基づく報酬の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠の妥当性及び今後の適切な監査業務提供の実現性等を総合的に勘案の上、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任の決定を行います。

(注) 特段の記載のない限り、本事業報告中の記載金額は、億円単位の金額は億円未満を四捨五入し、百万円単位の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	82,218	流動負債	47,525
現金及び預金	17,145	買掛金	15,198
受取手形、売掛金及び契約資産	28,734	電子記録債務	2,730
電子記録債権	2,903	契約負債	1,305
商品及び製品	10,074	短期借入金	21,367
仕掛品	7,361	リース債務	107
原材料及び貯蔵品	10,912	未払法人税等	431
その他	5,147	未払消費税等	60
貸倒引当金	△61	その他	6,324
固定資産	59,299	固定負債	37,471
有形固定資産	38,085	長期借入金	22,037
建物及び構築物	8,186	リース債務	1,886
機械装置及び運搬具	10,354	長期未払法人税等	78
土地	15,172	繰延税金負債	3,659
リース資産	1,635	退職給付に係る負債	9,095
建設仮勘定	2,102	役員退職慰労引当金	156
その他	634	役員株式給付引当金	59
無形固定資産	569	事業整理損失引当金	366
ソフトウェア	455	その他	131
その他	113	負債合計	84,997
投資その他の資産	20,643	純資産の部	
投資有価証券	6,787	株主資本	46,243
長期貸付金	29	資本金	10,003
破産更生債権	4,998	資本剰余金	2,222
退職給付に係る資産	11,068	利益剰余金	35,635
繰延税金資産	358	自己株式	△1,619
その他	1,162	その他の包括利益累計額	2,439
貸倒引当金	△3,761	その他有価証券評価差額金	1,415
資産合計	141,517	為替換算調整勘定	△3,621
		退職給付に係る調整累計額	4,645
		非支配株主持分	7,837
		純資産合計	56,520
		負債・純資産合計	141,517

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額
売上高	154,557
売上原価	133,729
売上総利益	20,828
販売費及び一般管理費	16,039
営業利益	4,788
営業外収益	
受取利息及び配当金	130
為替差益	241
生命保険配当金	94
持分法による投資利益	20
その他	450
	938
営業外費用	
支払利息	1,263
その他	446
	1,709
経常利益	4,017
特別利益	
投資有価証券売却益	58
固定資産処分益	767
補助金収入	379
	1,205
特別損失	
固定資産圧縮損	366
事業整理損失引当金繰入額	1
事故関連損失	900
	1,268
税金等調整前当期純利益	3,954
法人税、住民税及び事業税	935
法人税等調整額	△612
	323
当期純利益	3,630
非支配株主に帰属する当期純利益	575
親会社株主に帰属する当期純利益	3,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	38,775	流動負債	26,500
現金及び預金	7,277	電子記録債務	1,274
受取手形	19	買掛金	8,880
電子記録債権	2,349	短期借入金	13,831
売掛金	12,500	未払金	742
商品及び製品	5,083	未払費用	1,633
仕掛品	1,099	契約負債	29
原材料及び貯蔵品	581	役員株式給付引当金	59
前払費用	178	その他	50
短期貸付金	5,735	固定負債	22,806
未収入金	3,938	長期借入金	20,718
その他	56	退職給付引当金	1,675
貸倒引当金	△44	事業整理損失引当金	301
固定資産	38,437	長期未払法人税等	78
有形固定資産	7,263	その他	32
建物	2,541	負債合計	49,306
構築物	233	純資産の部	
機械装置	1,916	株主資本	26,648
車両運搬具	34	資本金	10,003
工具器具備品	149	資本剰余金	3,684
土地	1,349	資本準備金	3,684
建設仮勘定	1,039	利益剰余金	14,579
無形固定資産	341	利益準備金	809
ソフトウェア	280	その他利益剰余金	13,769
その他	60	固定資産圧縮積立金	442
投資その他の資産	30,833	別途積立金	8,855
投資有価証券	2,213	繰越利益剰余金	4,471
関係会社株式	20,215	自己株式	△1,619
出資金	186	評価・換算差額等	1,258
関係会社出資金	2,737	その他有価証券評価差額金	1,258
長期貸付金	1,651	純資産合計	27,906
破産更生債権	4,998	負債・純資産合計	77,213
繰延税金資産	120		
前払年金費用	2,590		
その他	173		
貸倒引当金	△4,055		
資産合計	77,213		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		77,650
売上原価		67,942
売上総利益		9,708
販売費及び一般管理費		10,010
営業損失		△302
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,786	
為替差益	406	
その他	137	2,330
営業外費用		
支払利息	557	
関係会社貸倒引当金繰入額	43	
その他	105	706
経常利益		1,321
特別利益		
投資有価証券売却益	58	58
税引前当期純利益		1,380
法人税、住民税及び事業税	334	
法人税等調整額	△615	△280
当期純利益		1,661

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

三菱製鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄 士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製鋼株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

三菱製鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄 士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製鋼株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

三菱製鋼株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外)	三 尾 良 孝
常勤監査役	中 森 義 巳
監 査 役 (社外)	中 川 徹 也
監 査 役 (社外)	松 田 結 花

(注) 監査役三尾良孝、中川徹也、松田結花の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

統合報告書のご案内



当社では、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆さま向けに、当社の持続的な企業価値向上の取り組みをご理解いただくことを目的に、「統合報告書」を発行しております。今年度の本報告書では、株主・投資家をはじめとする、ステークホルダーの皆さまとの対話で得られた気付きやご意見等も踏まえ、昨年の報告書から大幅に開示内容の拡充を図りました。

統合報告書の注目ページ

トップメッセージ (P.5～)



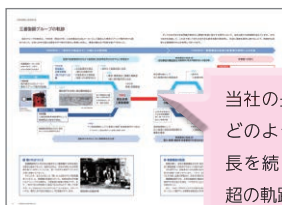
当社の持続的な成長に向けた戦略や、企業価値向上に向けた想い等を、社長本人の言葉で全6ページにわたって語っています。

価値創造プロセス (P.15～)



当社のビジネスモデルにおける強みや、各製品が、社会にどのような価値を生み出しているのか、写真付きでわかりやすくお示ししています。

三菱製鋼グループの軌跡 (P.11～)



当社の長きにわたる歴史において、どのように時代の変化に対応し、成長を続けてきたのか、当社の120年超の軌跡をまとめています。

社外取締役×機関投資家鼎談 (P.89～)



機関投資家の方をお招きし、当社の社外取締役と、持続的成長に向けた課題やあるべきガバナンス体制の姿等について、社外の視点から議論した模様を掲載しています。

三菱製鋼グループ統合報告書

<https://www.mitsubishisteel.co.jp/sustainability/download/>



投資家情報

[株主総会](https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/)



<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/>



[統合報告書](https://www.mitsubishisteel.co.jp/sustainability/download/)



<https://www.mitsubishisteel.co.jp/sustainability/download/>



[有価証券報告書](https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/library/securities-report/)



<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/library/securities-report/>



[決算報告](https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/library/presentation/)



<https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/library/presentation/>



[企業情報](https://www.mitsubishisteel.co.jp/company/)



<https://www.mitsubishisteel.co.jp/company/>



株主総会会場ご案内図

ホテルグランドアーク半蔵門3階（華の間）

東京都千代田区隼町1番1号 ☎ 03 (3288) 0111



交通のご案内

東京メトロ 半蔵門線「半蔵門」駅 **6番出口** 徒歩3分
※ 6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

東京メトロ 有楽町線「麹町」駅 **1番出口** 徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。